

## 居宅サービス計画の自己作成について

### 1 居宅サービス計画の自己作成の手順

#### (1) 居宅サービス計画作成前

##### ①居宅サービス計画の届出

- ・「居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書」を金沢市に提出します
- ・事業者の事業所名の欄に「自己作成」と記載します（被保険者証を添付）  
〔期限：サービス利用の前月末日までに持参〕

##### ②課題分析

居宅サービス計画の前提となる課題分析（アセスメント）を行います。

○課題分析は以下の手順で行います

日常生活上の能力、すでに受けているサービス、介護者の状況等の環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるために解決すべき課題を明確化します。

- ・【第1表／居宅サービス計画(1)】の作成

※内容に変更がなければ省略できます

#### (2) 居宅サービス計画作成時

##### ①居宅サービス計画原案の作成

○居宅サービス計画原案は以下の手順で作成します

必要と思われるサービスの中から、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成します。

- ・【第2表／居宅サービス計画(2)】、【第3表／週間サービス計画表】を作成します
- ・必要に応じて【第6表／居宅介護支援経過】に経過を記録します

※内容に変更がなければ省略できます

##### ②居宅サービス事業者との調整

- ・居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービスを提供する事業者を選定します
- ・事業者とサービス提供について連絡と調整を行います

##### ③専門的意見の聴取

新規にサービスを利用する場合やサービス内容を変更する場合、要介護区分が変更になった場合はサービス担当者会議を開催し、専門的見地からの意見をもとめます。

○専門的意見の聴取する場合は以下の手順で行います。

サービス担当者会議により、利用状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案について専門的見地から意見をもとめることができます。サービス担当者会議の開催が困難な場合等は、担当者への照会等により専門的意見を聴取します。

- ・【第4表／サービス担当者会議の要点】、  
【第5表／サービス担当者に対する照会(依頼)内容】を作成します

※専門的意見を聴取する必要がなければ省略できます

##### ④居宅サービス事業者への予約確認

サービス利用票の作成にあたり、居宅サービス事業者にサービスの予約の確認を行います。（「③専門的意見の聴取」を省略する場合は、②と同時並行で可）

⑤ サービス利用票の作成

- ・必要に応じて原案の見直しを行い、各サービスの保険対象・対象外を区分します
- ・区分支給限度を確認し、利用者負担を計算します
- ・【第7表/サービス利用票】、  
【第8表/サービスサービス利用票別表】を作成します

⑥ 居宅サービス計画を金沢市へ提出

- ・確定した居宅サービス計画を金沢市に提出します
- ・【第7表/サービス利用票】、【第8表/サービスサービス利用票別表】については、保険者確認印をもらいます

※第1表～第6表については、変更がなければ提出は省略可能

【期限：サービス利用の前月末日までに持参または前月25日必着での郵送】

⑦ 居宅サービス計画を居宅サービス事業者へ送付

- ・【第7表/サービス提供票】、【第8表/サービスサービス提供票別表】を居宅サービス事業者へ送付します

【期限：サービス利用の前月末日までに送付】

(3) サービス利用月の月間

① 計画対象期間中の連絡調整

計画対象期間中の実施状況を確認し、サービス内容、提供量を変える必要があれば居宅サービス計画を変更します。なお、居宅サービス計画を変更する場合には、作成時と同様の一連の手続き((2)⑤～⑦)を繰り返します。

※必要に応じて【第6表/居宅介護支援経過】に経過を記録します

(4) サービス利用月終了後

① 給付管理票の作成と提出

最終的な居宅サービス計画(サービスの提供実績)にもとづき給付管理票を作成し、金沢市に提出します。

- ・【給付管理票】の作成および金沢市への提出

【期限：サービス利用の翌月5日までに必着】

## 2 その他

(1) 以前に居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画の作成を依頼していた場合は、従前の居宅介護支援事業所からの情報提供の内容を基本とすることができます。

【第1表/居宅サービス計画(1)】、【第2表/居宅サービス計画(2)】、【第3表/週間サービス計画表】、【第4表/サービス担当者会議の要点】、【第5表/サービス担当者に対する照会(依頼)内容】、【第6表/居宅介護支援経過】

(2) 様式等については以下のホームページにも掲載されています。

- ・「居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書」

金沢市ホームページ：<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/download/citizen/a05/01.jsp>

- ・介護保険指定事業者一覧

金沢市ホームページ：<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23025/index.jsp>

- ・居宅サービス計画様式および介護給付費単位数等サービスコード表

ワムネット：<http://www.wam.go.jp/>

(3) 運用に際して不明な事項がありましたら金沢市介護保険課まで相談ください。

金沢市介護保険課 給付担当 電話：220-2264
------------------------------